

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	平・・	平・・	平・・	平・・	
譲渡対価の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額 (6)－(7)	8					
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円
譲渡損失額 (5)－(4) (マイナスの場合は0)	10					
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11					
譲渡利益額の調整	12	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))				
	13	当期益金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額)				
	14	翌期以後に益金の額に算入する金額 ((8)又は(12))－(13)				
譲渡損失額の調整	15	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))				
	16	当期損金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額)				
	17	翌期以後に損金の額に算入する金額 ((10)又は(15))－(16)				
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	
簡当	減	償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数)×12	19	月	月	月
便期	価	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20			
法損	却	当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円
に金	資	当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22			
よ算		支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月
り入	繰	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24			
当額	延	当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円
を益	資	当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26			
計算	産					
入す						
額る						
又場						
は合						

別表十四(四)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十四(四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第61条の13《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（法第61条の13の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転につきこれらの規定の適用を受ける場合を除きます。）に記載します。
- 2 「譲渡利益額の調整」の「当期益金算入額13」又は「譲渡損失額の調整」の「当期損金算入額16」の各欄は、法第61条の13第2項から第4項までの規定により益金の額又は損金の額に算入する金額を記載します。この場合において、令第122条の14第4項第3号、第4号、第6号又は第7号《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》の規定の適用を受けるときは、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合」の「当期の月数20」及び「当期の月数24」の各欄は、当期が令第122条の14第6項の規定の適用を受ける合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、当該適格合併の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。